

地域整備事務所契約業者等選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域整備事務所所管の業務に係る入札・契約事務の適正な執行に当たり必要な事項を定める。

(委員会の設置)

第2条 入札・契約事務の適正な執行のため、地域整備事務所に地域整備事務所契約業者等選定委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(審議事項)

第3条 委員会が審議する事項は、別表1のとおりとし、委員会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 指名競争入札の指名業者の選定
- (2) 一般競争入札の入札参加条件
- (3) 随意契約の見積書徴取に関する事項
- (4) その他委員長が審議を必要と認めた事項

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にある者をこれに充てる。

委員長 所長

副委員長 支所長

委員 担当部長

2 委員長は、委員会を総理し、委員長に事故があるときは副委員長がその職務を代行する。

(運営)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が委員会の審議の議長となる。

2 委員会は、委員会を組織する者の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会を組織する者の代理者は、委員会に出席することはできない。

4 委員長は、特に必要があると認める場合は、一部の委員を審議から除斥することができる。

(関係職員の出席)

第6条 委員長は、審議の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(内申等)

第7条 第3条各号に規定する事項の提案（以下「内申等」という。）は、当該業務を所管する委員（以下「内申者」という。）が次の各号の中からその内申等に必要資料により行うものとする。

- (1) 地域整備事務所契約業者等選定調書
- (2) 委員長又は内申者が必要と認めた資料

(3) その他必要な資料

(決定)

第8条 第3条各号に規定する事項は、委員会の審議に基づき、地域整備事務所長が決定する。

(秘密の保持等)

第9条 委員会を組織する者又は委員会に出席した者は、公正にその任務を行うとともに、委員会の審議内容及び職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。

(議事録等)

第10条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議内容を議事録にまとめ、入札終了後に議事録の閲覧を希望する者に対し、地域整備事務所において自由に情報提供(閲覧)できるようにするものとする。

2 前項の情報提供(閲覧)を行う期限は、当該契約の締結日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。

3 第7条各号の資料は、前項に規定する期間は保存しなければならない。

4 第7条各号の資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は、総務用地担当に置く。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、地域整備事務所長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月20日から施行する。

2 埼玉県地域整備事務所工事請負等業者選定要綱は、平成30年4月19日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年3月20日から施行する。

審議事項

	1 建設工事	2 建設工事に係る設計、調査、測量又は監理の委託	3 物品の購入又は賃借	4 1～3以外の案件
埼玉県企業局建設工事請負等業者選定委員会 (契約局)	執行予定額が2億円以上で競争入札の案件 [審査事項] ① 一般競争入札の入札参加資格 ② 指名競争入札の指名業者の選定等 ③ 公募型指名競争入札に係る事項 ④ 意向反映型指名競争入札に係る事項 ⑤ 低入札価格調査に係る調査結果 ⑥ 公正入札調査委員会の所掌する事項	執行予定額が2千万円以上で競争入札の案件	対象外	対象外
企業局工事請負等業者選定委員会 (企業局)	執行予定額が2億円以上で随意契約の案件 [審査事項] ① 随意契約に係る見積徴取の相手方の選定並びに随意契約理由 ② 企業局公正入札調査委員会の所掌する事務	執行予定額が2千万円以上で随意契約の案件	対象外	対象外
企業局契約業者等選定委員会 (企業局)	対象外	対象外	・物品の購入又は賃借 (1千万円以上) [審査事項] ① 一般競争入札の入札参加資格 ② 指名競争入札の指名業者の選定等 ③ 随意契約に係る見積徴取の相手方の選定並びに随意契約理由 ④ 低入札価格調査に係る調査結果	財務規程別表第7の2に定める支出負担行為の決裁区分が「部長」以上の案件
地域整備事務所契約業者等選定委員会	上記以外の案件 (250万円超2億円未満)	上記以外の案件 (100万円超2千万円未満)	・物品の購入 (160万円超 1千万円未満) ・物品の賃借 (80万円超 1千万円未満)	財務規程別表第7の2に定める支出負担行為の決裁区分が「課長又は所長」の案件で財務規程第137条の2で規定する金額を超える案件
	[審査事項] ① 一般競争入札の入札参加資格 ② 指名競争入札の指名業者の選定等 ③ 随意契約に係る見積徴取の相手方の選定並びに随意契約理由 ④ 低入札価格調査に係る調査結果			
企業局物品銘柄選定検討委員会 (企業局)	対象外	対象外	1件100万円以上の物品の購入又は賃借で特定の一銘柄に限定する案件 [審査事項] ① 特定の一銘柄を指定する理由等	対象外